

第 66 回全国植樹祭 基本計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

第 66 回全国植樹祭は、平成 27 年春季に、木場潟公園（小松市三谷町地内ほか）を式典会場として開催する予定である。

この要領は、第 66 回全国植樹祭基本構想（以下、「基本構想」と言う。）に基づき、大会運営及び式典行事の企画等を具体化した基本計画の策定業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 第 66 回全国植樹祭基本計画策定業務
- (2) 業務内容 「第 66 回全国植樹祭基本計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結の日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託費用 4,200 千円以内（印刷製本費含む）（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール(予定)

項 目	日 程
①実施要領等の公表・交付	平成 25 年 7 月 5 日(金)～7 月 29 日(月)
②実施要領等に関する質問の受付	平成 25 年 7 月 5 日(金)～7 月 18 日(木)
③プロポーザル事前説明会参加申込書の受付	平成 25 年 7 月 5 日(金)～7 月 18 日(木)
④プロポーザル事前説明会	平成 25 年 7 月 23 日(火)
⑤プロポーザル参加申込書の受付	平成 25 年 7 月 23 日(火)～7 月 29 日(月)
⑥プロポーザル参加資格審査に基づく結果通知	平成 25 年 8 月 1 日(木)
⑦企画提案書の受付	平成 25 年 8 月 2 日(金)～8 月 19 日(月)
⑧企画提案書のプレゼンテーション（審査含む）	平成 25 年 9 月上旬 ※
⑨審査結果の通知・公表	平成 25 年 9 月上旬
⑩委託契約の締結	平成 25 年 9 月中旬
⑪基本計画書の納品（正本 300 部、概要版 1,500 部）	平成 26 年 3 月

※企画提案書提出者に別途通知する。

4 本プロポーザルへの参加資格

- (1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ①石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- ②石川県競争入札参加者資格（物品の部）のうち分類番号 24（企画展示広告・映画・室内デザイン類）の資格を有する者であること。
- ③平成 20 年以降に皇室関係行事の会場運営等業務を受注した実績があること。
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤石川県から、競争入札の指名停止または見積り合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案受付期間において、指名停止期間中または参加排除期間中にある者でないこと。

- ⑥参加申込書及び企画提案受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑦石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - ⑧石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、参加申込書の提出日現在において未納がない者であること。
- (2) 共同企業体による参加
- 参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。
- ①構成員のいずれかが上記（1）の①から③の条件を満たすこと。
 - ②すべての構成員が上記（1）の④から⑧の全ての条件を満たすこと。

5 参加に当たっての留意事項

- (1) 本プロポーザルは与えられた条件下において、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する実力等を「提案」を通して評価を行い、業務委託先候補者を選定するものである。
なお、基本計画書の策定にあたり、採択された企画書の内容を実行委員会との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (2) 石川県では、県内消費拡大のため、石川県内で調達可能なものは県内で調達するよう依頼する方針なので、プロポーザルに参加する場合はこの点に留意すること。

6 質問の受付及び回答

この実施要領及び業務委託仕様書に関する質問を次のとおり受け、下記 7 の説明会にて回答する。

ただし、ノウハウに関わる部分等を周知されることにより、参加者の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに別途回答する。

- (1) 提出期限 平成 25 年 7 月 18 日（木）午後 4 時（必着）
- (2) 提出様式 任意様式とする。
- (3) 提出方法 郵送、FAX、又は電子メールにより提出するとともに、電話等では着信確認を行うこと。なお、件名は「基本計画策定業務委託プロポーザル質問」とすること。
- (4) 提出先 〒920-8580 金沢市鞍月 1-1
石川県農林水産部全国植樹祭推進室（行政庁舎 14 階）
電話：076-225-1671 FAX：076-225-1619
メールアドレス：shokuju@pref.ishikawa.lg.jp

7 プロポーザル事前説明会

本プロポーザルの実施に関する事前説明会を次のとおり開催する。

- (1) 日 時 平成 25 年 7 月 23 日（火）午前 10 時から
- (2) 場 所 石川県庁行政庁舎 14 階「1407 会議室」
- (3) 参加申込 平成 25 年 7 月 18 日（木）までに、別紙 1「第 66 回全国植樹祭基本計画策定業務委託プロポーザル事前説明会参加申込書」を、持参、郵送、FAX、又は電子メールにより上記 6（4）の提出先へ提出すること。
件名は「プロポーザル事前説明会参加申込」とすること。

8 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成 25 年 7 月 29 日（月）午後 4 時（必着）
- (2) 提出書類 別紙 2「第 66 回全国植樹祭基本計画策定業務企画提案書等作成要領」 1 に記載のとおり。
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便による。
なお、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (4) 提出先 上記 6 (4) に同じ。
- (5) 参加資格の審査
 - ①参加希望者は、上記 (2) の提出書類を提出し、参加資格があることの審査を受けなければならない。
 - ②審査の結果は別紙 3 により通知する。
なお、参加資格を満たしていると判断された者については、企画提案書等の提出を要請する。
 - ③審査の結果については異議の申し立てをすることができない。ただし、前記②の通知を受けた者のうち、参加資格がないと判断した者については、その判断理由を付すものとする。
- (6) 参加の辞退
参加申込書（様式 1 又は 2）を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式 3）を提出すること。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成 25 年 8 月 19 日（月）午後 4 時（必着）
- (2) 提出書類 別紙 2「第 66 回全国植樹祭基本計画策定業務企画提案書等作成要領」 2 に記載のとおり。
- (3) 提出方法 上記 8 (3) に同じ。
- (4) 提出先 上記 6 (4) に同じ。
- (5) 提案内容 下記 11「企画提案の内容」を参照のこと。
- (6) 留意事項
 - ①一提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。
 - ②提出された書類は、一切返却しないものとする。
 - ③プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
 - ④提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

10 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより実施する。

なお、企画提案書提出者が多数の場合、企画提案書等の事前審査（第一次審査）を行い、プレゼンテーション実施対象者を限定する場合がある。

- (1) プレゼンテーションの日時及び会場
企画提案書等の提出を要請した者に対して別途通知する。
- (2) 実施方法
 - ①プレゼンテーションは 15 分以内とする。

- ②プレゼンテーションに係る審査委員からの質問に対しては、簡潔な説明に努めること。
なお、質疑応答時間は15分以内とする。

11 企画提案の内容及び留意事項

基本構想を踏まえ、下記の項目に特に留意し、企画提案書を作成すること。

- (1) 石川県で開催する意義をアピールするとともに、おもてなしの心を表現する提案
- (2) 記念事業及び関連事業（植樹行事を含む）を含め、「森林資源（木材など）の積極的な利活用を図る」というコンセプトを踏まえながら、全体として石川県らしさをアピールする構成や展開方法に関する提案
- (3) 北陸新幹線金沢開業直後の植樹祭であることを踏まえ、多くの県外関係者に参加してもらうための方策と展開方法に関する提案
- (4) 式典行事、植樹行事計画については、会場周辺の環境、景観を踏まえた演出等の提案
- (5) 式典会場の立地条件及びキャパシティ等を考慮した会場整備に関する提案
- (6) 皇室関係行事にふさわしい厳粛で品格のある構成や展開方法に関する提案
- (7) 石川県民をはじめ多様な主体に参加してもらう方策、その構成や展開方法に関する提案
- (8) 環境への配慮に関する提案
- (9) 里山里海の利用保全を含めた本県の森林づくりの取り組みを発信するとともに、今後の森林づくり、里山里海の利用保全に資する取り組みの提案
- (10) 大会が円滑に運営されるとともに、安全、快適、衛生に配慮し、人と環境にやさしい会場とする提案
- (11) 大会開催に向けた県民の気運醸成、効果的な広報・宣伝に関する提案
- (12) 多くの企業や団体が参画することが可能な協賛のあり方に関する提案
- (13) 開催費用の縮減の他、大会の企画運営全般に関する提案
- (14) 基本計画企画提案書の内容を実施した場合の業務実施スケジュール及び概算見積書（内訳を含む）の提出

12 審査の評価基準・配点

「審査に係る評価基準」（合計100点満点）は下記のとおり。

- (1) 企画提案に関する事項（80点）
 - ①基本構想の理解度（10点）
 - ②提案内容（60点）
 - ③実現性（10点）
- (2) 業務遂行能力に関する事項（20点）
 - ①組織体制（5点）
 - ②経験（10点）
 - ③スケジュール（5点）

13 業務委託先候補者の選定及び審査結果の通知

- (1) プロポーザル参加者から提出された企画提案書等の審査にあたっては審査委員会に諮り、原則として評価点が最高点の者を業務委託先候補者として特定し、併せて次点者も選定する。
- (2) 審査内容については、公表しない。
- (3) 審査結果については、別紙4又は5により参加者へ通知するほか、業務委託先候補者を石川県ホームページに掲載する。
- (4) 参加者は、選定結果について異議申し立てをすることができない。
- (5) 参加者が次の各号の一に該当する場合は失格とする。
 - ①提出期限に遅れた場合
 - ②実施要領等の条件を満たさない場合

③提出書類に虚偽の記載をした場合

④審査に影響を与えるような工作、又はその疑いのある行為をした場合

14 契約の締結

(1) プロポーザル後の委託契約締結時において、契約相手は今後設立する第 66 回全国植樹祭石川県実行委員会（仮称）（以下「実行委員会」という。）となる予定であること。

(2) 審査の結果、業務委託先候補者に選定された者と協議を行い、事業の実施に関する事項等について合意できた場合に、実行委員会と契約を締結する。

なお、業務委託先候補者との協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

15 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合

(2) 受託者に重大な瑕疵がある場合

(3) 業務遂行の意思が認められない場合

(4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

16 その他の留意事項

(1) 参加申込書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。

(2) 書類提出後の追加及び修正は、理由の如何に関わらず認めない。

(3) 提出書類の作成及びプレゼンテーションにかかる費用は、参加者の負担とする。

(4) 委託契約締結後、11 月に開催予定の実行委員会の部会（式典専門委員会）及び 1 月に開催予定の実行委員会総会にて基本計画（案）の説明と、その結果を踏まえた修正を要請する場合がある。

また、基本計画（案）をもとに公益社団法人国土緑化推進機構や中央官庁等とも協議を行うが、その結果、さらに修正を求めることがある。

17 問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月 1-1

石川県農林水産部全国植樹祭推進室（行政庁舎 14 階） 担当：山村、宮谷

電 話：076-225-1671

F A X：076-225-1619

メールアドレス：shokuju@pref.ishikawa.lg.jp